京都府公安委員会告示　　第　　４８　　号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第104条の２第２項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和　８　年　３　月　３１　日

京都府公安委員会

委員長　池坊　由紀

１　聴聞の期日　　令和　８　年　４　月　８　日

２　聴聞の場所　　京都府舞鶴市字南田辺９
京都府舞鶴警察署　講堂